

# 選挙管理委員会規定

## 第1章 目的

第1条 本規定は、兵庫医科大学同窓会細則に定める「選挙管理委員会」の運営に関し必要な事項を定める。

## 第2章 構成

第2条 本委員会の構成は、委員長1名および委員3名とする。

## 第3章 委員の委嘱及び任期

第3条 委員は、常任理事が正会員の中から推薦し、会長が委嘱する。

2. 委員長は、委員による互選にて選出し、会長が委嘱する。

第4条 委員長、委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 任務

第5条 選挙管理委員会は、兵庫医科大学同窓会で実施されるすべての選挙に関わる業務を行う。

2. 選挙管理委員会は、定款および各細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営および各選挙実施に必要な事項を定めることができる。

3. 選挙に関わる異議申し立てのあった場合には、選挙管理委員会で審議し、方針を決定することができる。

4. 選挙に関し、細則に定めのない事項が発生し、疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が解決にあたるものとする。

## 第5章 規定の変更

第6条 本規定は理事会の議決を得なければ変更することができない。変更があった場合、総会に報告しなければならない。